

日本—アディスアババ間 燃油サーチャージ徴収額 設定について

エチオピア航空ではこの度、昨今の世界的な航空燃料価格の再高騰傾向に伴い『燃油サーチャージ』（正式名称「燃油特別付加運賃」）を決定し、国土交通省に認可されました。今般の航空燃油費の高騰は過去に例を見ない状況にあり、エチオピア航空では様々な収支改善策に取り組んでまいりましたが、自助努力での対応の範囲を超えご利用のお客様にも一部ご負担をお願いせざるを得ない状況ですので、値下げ・廃止条件を付した上で「燃油特別付加運賃」を設定致しました。何卒皆様のご理解をお願い申し上げます。

1. 燃油徴収対象

2015年4月1日～2015年9月30日発券分の日本-エチオピア(アディスアババ)間航空券(2才未満幼児運賃は除く)

2. 徴収金額

1区間 **105.00米ドル**

3. TAX CODE

YR

4. 値下げ・廃止条件

5月・8月・11月・2月【表1】に航空燃油（シンガポールケロシン）価格を確認し直前の3ヶ月平均航空燃油（シンガポールケロシン）価格が下表【表2】の条件額を下回った場合、額の改定を【表1】の実施時期からの変更を日本国政府に認可申請いたします。なお、平均燃油価格が1バレル当たり50米ドルを下回った場合は、【表1】のとおり翌々月1日発券分から「燃油特別付加運賃」を廃止する申請をいたします。

【表1】

実施時期（発券日ベース）	燃油価格動向の確認時期	燃油価格動向の把握
4月1日	2月に確認	11月から1月までの3ヶ月平均価格
7月1日	5月に確認	2月から4月までの3ヶ月平均価格
10月1日	8月に確認	5月から7月までの3ヶ月平均価格
1月1日	11月に確認	8月から10月までの3ヶ月平均価格

5. 適用額(表2)

【表2】

シンガポールケロシン 価格 (1バレル)	燃油特別付加運賃額 日本発着の1区間
80ドルを下回った場合	105.00米ドル
70ドルを下回った場合	95.00米ドル
60ドルを下回った場合	85.00米ドル
50ドルを下回った場合	廃止

6. その他の区間の

燃油サーチャージ

アディスアババ発国際線（日本線除く）についてはお問い合わせください。

予約 03-6453-7577